

(別紙)

**令和3年度横浜市「ふるさと納税」返礼品取扱事業参加申出書兼提案書 評価基準**

評価基準項目	評価基準	評価		
		○	△	×
地場産品基準	総務省地場産品基準に適合する品であるか。 (物品) 1, 2, 3, 4, 6号のいずれかに該当 (役務) 7号に該当	該当する	—	該当しない
横浜ならではの魅力	品(物品、役務)または提案事業者と横浜との間に 連性があるか。【提案書8 返礼品の説明及び横浜と の関わり】の記載内容により評価を行う。	該当する	—	該当しない
写真	(物品) 市販されている同種・同等品が持つ品質イメージと違 わない印象を与える写真である。	該当する	修正を要する	該当しない
	(役務) 利用時の内容を的確に表示しており、同種・同等の サービスが持つ利用イメージと違わない印象を与える 写真である。	評価が修正を要する(△)となった場合に は、修正箇所を提案事業者に提示し、修正が 行われれば、再評価を行います。(再評価を 行う項目は、写真に限ります。)		